

事務局では、適正迅速な裁判を実現するため、裁判部を人的・物的に支援する役割を担っています。例えば、私の所属する総務課では、刑事部と協力して裁判員制度の広報行事を数多く実施するなど、広報に関する企画・運営を担当しています。また、裁判部から収集した情報をもとに、増加する様々な事件を適切に処理するために効率的な人員配置を検討したり、新制度の導入や法改正に適切に対応できるよう、裁判部のニーズに合った各種の研修を実施したりしています。

裁判所では、より良い司法サービスを提供しようという思いをひとつにして、いろいろな職種の職員が一つのチームとなって、日々の仕事に取り組んでいます。

社会情勢や人々の価値観の変化に伴い、裁判所を利用する人のニーズも多様化していますので、裁判所職員には、国民の期待に応えようとする誠意と熱意はもちろん、国民の目線に立った柔軟な考え方も求められています。

皆さんも、私たちと想いをひとつに、より身近な裁判所を創っていきましょう。



清水妙
平成4年採用

和歌山地方裁判所 総務課
課長補佐
事務官(和歌山) ▶ 書記官(和歌山, 御坊) ▶ 係長(和歌山)
▶ 主任書記官(和歌山) ▶ 課長補佐(和歌山)

裁判官からのメッセージ



本多智子

判事

那覇地方・家庭裁判所
平良支部

私は、「島でたった一人の裁判官」。

でも、私には、頼もしいチームメイトがいます。朝出勤すると裁判所事務官のAさんとその日の裁判の予定を確認し、裁判所書記官のBさんと裁判の進め方などを打ち合わせて、家庭裁判所調査官のCさんと少年の家庭環境について意見交換…。これが私の日常です。

裁判は、裁判官の個人プレーではなく、裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官などがそれぞれの役割と責任の下で協働して作り上げるものです。どれが欠けてもうまくいきません。公正な手続、正義に適った判断、利用者にも目をつけたより良い紛争の解決など、共通の目標の下にメンバーが、積極的に意見を述べ合って、上質な司法サービスを提供する。そして目標の達成を共に喜び合う。こうしたチームの活力が裁判を支えていると私は思います。

そんな素敵なチームと一緒に作って、そして自分を磨いていきませんか？



想いをひとつに

事務局

知っていますか？

裁判傍聴

公開の法廷で行われる裁判の手続は、原則としてだれでも見ること(傍聴)ができます。

傍聴するときに、裁判所に事前に申し込む必要はありませんが、傍聴希望者が多い場合には傍聴券交付手続が行われる場合もあります。

どのような裁判が行われているのかは、法廷の入口に掲示されている裁判所の予定表(開廷表)で確認することができます。すべての法廷の開廷表を玄関ホールなどに備え付けている裁判所もあります。



開廷表を掲示する
裁判所事務官 ▶

た
豊富な主任書記官にインタビューしました。

CLOSE UP!

採用されて二年弱、簡易裁判所刑事部略式係で裁判所事務官をしている。書記官事務の補助が主な仕事だが、係に配属されている事務官は自分よりも後輩の事務官と2人だけ。まだ経験は浅いが、事務官の立場から上司や先輩に意見を言うことも多い。

職場の雰囲気は悪かったですか？

裁判所に興味を持ったのは、東京高裁が主催する説明会に参加してから。職場見学をして感じたのは、一人ひとりの職員がじっくり腰を据えて仕事に向き合いながらも、みんな活発に意見を交わし合っている雰囲気だ。「自分の性に合っているかなって」。さらに、「将来的に専門職として働ける職場に興味があったんです」。

不安はありましたか？

ただ、そもそも法学部出身ではなく、採用前に法律を学んだ経験はない。採用試験でも選択科目は経済理論。



藤ノ木健太 東京簡易裁判所 刑事第3室
裁判所事務官

採用後は刑事部に配属されることを聞き、「刑法なんて勉強してないし、刑事訴訟法なんて何もわからない。働けるって喜びよりも、ほんとにできるのかなって」いう思いが強かったですね。

ところが実際に働いてみると、法律がわからなくて苦労したという実感はこれまでのところない。もちろん最初は、「前科前歴」の意味もわからず、職場を飛び交う法律用語に戸惑いもあった。しかし、裁判所には人を育てる態勢がある。いつもその場で主任書記官や裁判所書記官といった上司や先輩がきちんと説明してくれる。自分でも本を読んで勉強することで、一つの言葉の意味がわかり始めた。「仕事の意味もわかってきて、楽しくなりました」。

「裁判所は研修制度が充実していて、法学部出身でなくとも法律の専門職として活躍できるようになるのも、自分にとっては魅力でしたね」。

裁判所って、いろんなことやってるんだなって

裁判所には、多種多様な仕事がある。採用前は、「裁判所＝裁判」というイメージしかなかったが、実際には自分が今やっている略式手続や支払督促をはじめとして法廷で行われる裁判以外の手続に関する仕事がたくさんあるし、事務局の仕事もある。

「いろんなことやってるんだなっていう驚きがありました」。

こういう多様な仕事を少しずつでも経験して、裁判所全体を見渡し、いろんな視点を持って自分を成長させたいと思う。

今の気持ちを、ずっと忘れずに

今、事務官の仕事をする上で常に心がけているのは、たとえ目の前にはなくても、自分の仕事の先に当事者がいることを忘れないようにすること。郵便ひとつとっても、受け取る側の気持ちに立って仕事をしている。

「自分が受け取る側だと思ったら、中身が汚く入っていたら嫌だな、と思うから」。

目下の目標は法律の専門職である書記官になること。自分の法律の知識を高めて、周囲にも気を配りながら仕事ができる書記官になりたい。一方で、法律の素人だからこそ気づくことであったり、採用されて間もない今自分が思っていることをずっと忘れずにいたいとも思っている。

これから裁判所を受験する人には、ぜひ

実際に裁判所で行われている説明会に参加することをおすすめしたい。

「仕事の内容はもちろんです、職場の雰囲気まで感じてもらえたら」。

今はまだ、法律の素人。だからこそ。



皆さんより一足先に裁判所に就職
フレッシュな裁判所事務官と経略

司法を担う現場にいる者として感じる、誇り。

裁判所に就職して二十余年。裁判所書記官として、民事、刑事、家事、少年と様々な部門を経験し、最高裁での事務局経験もある。現在は刑事部で主任書記官として、自らも個別事件を担当しながら、部をまとめる立場にある。

国民と司法とのパイプ役

子どもの友達のお母さんと話していて「裁判所って裁判官しかいないんじゃないの?」と言われて驚いたことがある。「裁判官はもちろんですが、裁判所は、書記官をはじめとした一般の職員によって支えられていると思っています」。

国民が電話で相談したり窓口を訪れたとき、一番最初に対応するのが書記官である。その最初の対応が、その人にとっては裁判所を利用する第一歩であり、書記官はその手助けができる。簡易裁判所で民事事件の受付をしていたときは、窓口相談に来た人の話をじっくり聞いた上で、取り得る手続を丁寧に説明していた。

「相手の方が自分のしたいことを整理して納得して帰っていかれたり、次もあなたに対応してもらいたいと言われると、よかったですと思いましたね」。

このように書記官は、まさに「国民が司法を利用する上でのパイプ役」なのだと思う。

また、書記官は、法廷に立ち会い、調書を作成する公証官としての顔を持つほか、コートマネージャーと呼ばれることがある。裁判官とチームを組み、法廷を離れた場では書記官が直接当事者と調整を行っていく。まさに裁判の現場におけるマネージャーである。

司法のあらゆる場面で国民と裁判所をつなぐパイプ役。書記官が初めて、適正な裁判の実現が可能となる。

「もちろん大きな責任は伴うけれど、その分やりが



いがあります。これこそが書記官の仕事の「魅力」ですね」。

一生の仕事にしたい

二人の子どもがおり、出産の都度育児休業も取得した。一人目のときは育児休業制度が施行された直後だったが、部全体が配慮してくれ、温かい雰囲気の中育児休業に送り出してくれた。仕事と育児の両立が大変な時期ももちろんあったが、職場や家族のサポートのおかげでやってこられた。

「裁判所に入ったときから一生の仕事にしようと思っていたし、書記官の仕事にやりがいを持って働いていたから、仕事を辞めようと思ったことはないですね」。

自分の育児休業の経験を踏まえ、今、管理職として「身近なところで子育て世代を支援したい、働きやすい環境を整えたい」という気持ちで毎日仕事をしています」。

裁判所という組織の魅力とは

様々な部署を経験し、仕事と育児の両立の苦労も味わってきた今、改めて思うのは、裁判所は

人と人のつながりの温かさを感じる組織だということである。裁判官や書記官、裁判所事務官、家庭裁判所調査官等といった職種の違いを越え、皆で理解し合い、様々な面で助け合っている。そこに温かさがある。

「全ての職員が、司法を担う組織の一員としての高い意識を持って行動しています。こうした一体感が裁判所にはありますし、そこを私は誇りに感じています」。

略歴

平成元年	事務官(浦和地裁(現・さいたま地裁))
平成3年	書記官(浦和地裁(現・さいたま地裁))
平成6年	書記官(東京家裁八王子支部(現・立川支部))
平成11年	書記官(越谷簡裁)
平成13年	書記官(さいたま地裁越谷支部)
平成15年	係長(最高裁人事局)
平成18年	主任書記官(さいたま家裁)
平成21年	主任書記官(東京地裁)
平成4年及び平成7年に育児休業を取得。なお、インタビュー後の平成22年8月に最高裁判事局(課長補佐)に異動。	

関根恵子 東京地方裁判所 刑事第6部 主任書記官



研修制度



裁判所が適正迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員一人ひとりが持てる力を十分に発揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、裁判所職員として必要なマナー、担当職務を行うための基礎知識や技能の習得を目的として、職場研修(OJT)と集合研修(OFF JT)を相互に関連させた効果的な研修制度を用意しています。

採用1年目

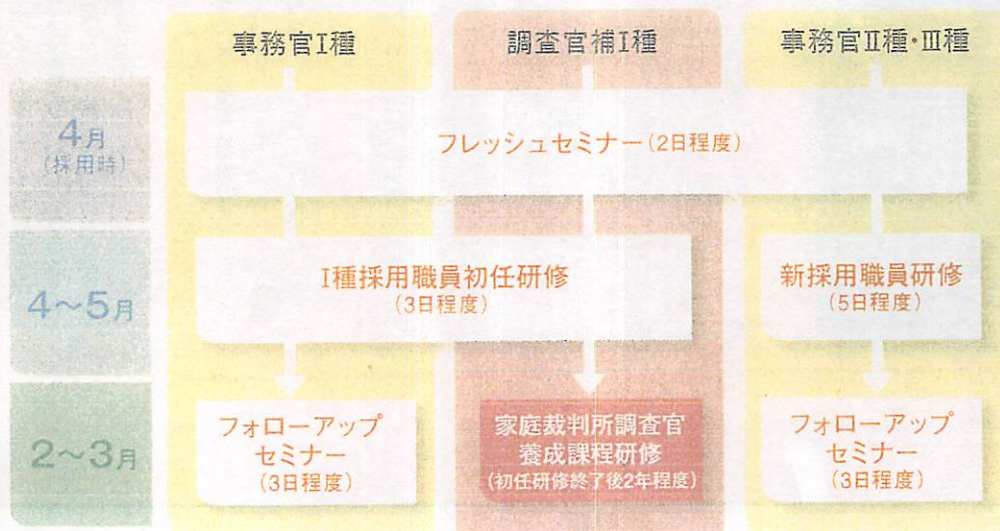
職場研修(OJT)

配属された職場において、日常の業務を通じて上司から計画的な指導を受けます。

指導者とのミーティングで
達成度を確認

職務を行うために必要な
具体的な知識・技能の習
得目標を設定

集合研修(OFF JT)



●フレッシュセミナー
裁判所職員として当面必要な知識を習得します。

●新採用職員研修等
裁判所職員として必要な基礎知識やふさわしい心構えを習得します。

●フォローアップセミナー
採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。

実務研修

裁判所では、裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の実務能力や専門性の向上等を目的とした研究及び研修を行っています。

事務官法律研修

大学法学部卒業者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

事務官専門研修

総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門知識・技能を付与します。

書記官ブラッシュアップ研修

中堅書記官として書記官の職務全般を遂行するのに十分な知識・技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対応する力を磨き上げます。

書記官実務研修

事務処理上の諸問題についての研究・討議を通じて職務遂行能力の向上を図ります。

調査官実務研修

若手調査官を対象に実務能力の総合的向上を図ります。

調査官専門研修

中堅調査官を対象に実務に必要な専門知識・技能の向上を図ります。

調査官特別研修

複雑困難な事件の調査に必要な面接技法や心理テスト技法の一層の向上を図ります。

調査官実務研究

調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。

*ここに挙げたものはほんの一例であり、この他にも担当職務に必要な研修などを行っています。

語学研修

国際化の進展に伴い、裁判所を訪れる外国人の数は増加しています。裁判所では、英語を主とする外国語研修を実施しています。研修を通じて、外国人との窓口対応や、見学等で来庁した外国人に対する応接に必要な語学力を身に付けることができます。

在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があります。在外研究員は海外に派遣され、裁判制度などの研究を行います。

私は長期在外研究員として二年間オーストラリア連邦に派遣され、オーストラリア国立大学で講義等を聴講するとともに、現地の裁判所において、主に民事の裁判制度に関する調査・研究を行いました。

大学では、講義の聴講の他に、セミナー等に参加し、オーストラリアの法制度について幅広く学ぶ機会を得ました。現地の裁判所では、裁判の迅速化のための実務上の取り組みや法教育の在り方などについて、裁判官や裁判所職員と意見交換をしたり、日本における現状や取り組みについて説明をしました。そうした中で日本の司法制度についても振り返ることができ、さらに理解を深めることができました。調査・研究活動を通して、国が違っても制度や運用が違っても、日本とオーストラリアが直面する問題の中には共通しているものも多く、歴史や文化・習慣に則してそれぞれがより良い制度を模索していることを目の当たりにして、物事を

多角的に見ることの大切さを実感しました。

現在私は、広報の仕事をしています。主に、一般の方々や報道機関に対しては外国の方に対して裁判情報提供をしたり、裁判制度についての理解を深めてもらうための活動などをしていますが、オーストラリアでたくさんの親切に助けられた経験から、より相手の立場に立った対応を意識するようになりました。また、前例にとらわれないこと、現在必要とされていることは何か、より効率的な方法はないか、多角的な視点を常に心がけて仕事をしたいと思っています。



首都特別地域最高裁判所に。



安仲恵美子

平成11年採用

東京高等裁判所
総務課広報係長
事務官(東京)▶書記官(東京)
▶事務官(東京)
▶在外研究(オーストラリア)
▶係員(東京)

在外研究で
得たものを糧に

裁判所職員総合研修所



裁判所職員総合研修所は、平成16年4月に、それまでの裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を統合して埼玉県和光市に設立されました。

この研修所は、広大な敷地の中に最新の機器・設備を備え、裁判所書記官、家庭裁判所調査官をはじめとする職種を超えた交流が自然に行われる環境で、充実した研修・研究を行っています。

裁判所書記官養成課程

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1～2年にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後に裁判所書記官に任命されます。

	月	火	水	木	金
I限	裁判員法	民事訴訟法	刑事訴訟法	民事実務(執行)	少年法・同実務
II限	民事実務(簡裁)	刑事実務(令状)	刑事実務(調書)	民事実務(調書)	民事実務(執行文)
III限	家事審判法・同実務	民事実務(和解)	民事実務(保全)	契約法II	消費者信用関係法
IV限	家事演習	民事模擬弁論	刑事適条演習	刑事模擬公判	民事要件事実演習
V限					

カリキュラム 憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、民事実務、刑事実務、家事審判法・同実務、少年法・同実務、法律実務演習、実務修習

家庭裁判所調査官養成課程

家庭裁判所調査官補I種試験に合格して採用されると、約2年間にわたり執務に必要な人間関係諸科学や、法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

	月	火	水	木	金
I限	子どもの虐待	発達心理学	民事・家事審判法演習	刑法・少年法演習	問題別事例研究(少年・薬物非行)
II限					
III限					
IV限	問題別事例研究(家事)	面接技法演習	夫婦関係調整事件の調査	犯罪精神医学	粗暴非行の調査
V限					

カリキュラム 裁判所制度、法律(民法、刑法、家事審判法、少年法等)、関係科学(人格研究、家族研究、非行研究等)、家事・少年調査実務、実務演習(心理テスト、面接技法、報告書等作成、事例研究等)、総合演習、関係機関見学、一般教養



佐藤様子

平成20年採用

裁判所書記官養成課程
札幌地方裁判所
裁判所事務官

裁判所書記官の土台作り

私は現在、裁判所職員総合研修所において、裁判所書記官を目指して、研修に励んでいます。

研修には、法律科目と実務科目があり、裁判所書記官に必要な知識とスキルを基礎から学ぶことができます。法律科目では、講義を通じて裁判事務の基本となる法律知識を身に付け、実務科目では、当事者に対する手続案内や事件の受付等に必要知識を学ぶとともに、調書作成等の実務を想定した実践的なトレーニングをしています。

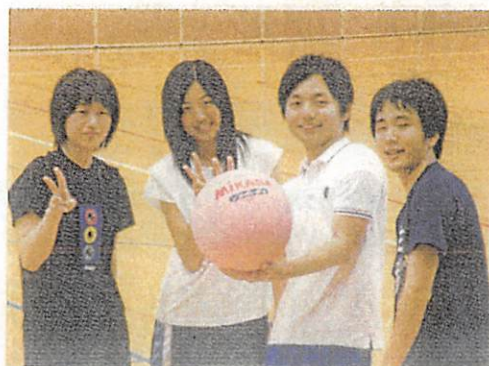
私は、法学部の出身ではありませんが、研修所のサポート態勢が整っていることに加え、全国から集



まった仲間達と共に学び、支え合うことで、安心して研修に取り組むことができます。

実際の事件はひとつとして同じものはないので、裁判所書記官となつて事件を担当する場合、その事案や場面に応じた柔軟な対応が求められます。そのような対応をとるためには、裁判所書記官の土台となる基礎的な知識やスキルをしっかりと修得することが不可欠です。積極的な主体的に研修に臨むことで、こうした基礎的な知識やスキルを身に付けるとともに、より多くのことを吸収したいと思っています。

このように恵まれた環境で研修生活を送れることに感謝しながら、研修所での一日一日を大切に過ごし、裁判所書記官の土台作りをしています。



私は、大学で社会学を専攻していましたが、裁判所職員総合研修所では、心理学、教育学、法律学など学んだことのない科目についても、第1線で研究している大学教授や実務経験の豊富な教官から丁寧な指導を受けられるので、基礎から確実に学ぶことができます。また、少年院、特別支援学校、児童自立支援施設等、関係機関を見学する機会も設けられており、充実したカリキュラムであると感じています。

調査実務の演習では、事例に基づいて調査の在り方から報告書の記載まで幅広く同期生と活発に意見を交換しています。自分では気付かなかった視点からも事例を



長棟良太

平成22年採用

家庭裁判所調査官養成課程
那覇家庭裁判所
家庭裁判所調査官補

高めあえる仲間と共に

とらえることができ、同期生の真剣な顔つきや鋭い意見に触発されることも多いです。調査面接については、講義のほか、ワンウェイミラーが備わった教室でのロールプレイ等の演習があり、同期生と切磋琢磨しながら学んでいることを実感しています。

一人前の家庭裁判所調査官になるには、知識や技法を身につけるだけでなく、自分の感性を磨くことも大切だと思います。私は、課業時間後に同期生と仕事について語り合ったり、スポーツで汗を流したりするなど、研修生活がより充実したものになるよう心がけています。

勤務時間・休暇等

国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間 1日7時間45分

休日 土曜日・日曜日(週休2日制)、祝日及び年末年始
 休暇 年次休暇が年間20日(4月1日採用の場合、採用年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し)あるほか、特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引等)、病気休暇及び介護休暇があります。

裁判所はワーク・ライフ・バランスを推進しています。

育児休業、育児時間、保育時間、子の看護休暇、早出遅出勤務、育児短時間勤務等、ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度が設けられており、男女を問わず、これらの制度が広く活用されています。

福利厚生

共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険及び年金制度が用意されています。

一部の主要都市には、国家公務員共済組合連合会の直営病院があり、また国家公務員共済組合連合会等が運営する各地の宿泊所を部内者料金で利用することもできます。

給与

国家公務員試験採用者と同じです。(平成22年4月1日現在)

基本給

I種 213,816円(行政職俸給表(一)2級1号俸)

II種 203,196円(行政職俸給表(一)1級25号俸)

III種 165,318円(行政職俸給表(一)1級5号俸)

*これは、東京都特別区内に勤務する場合の例です。

諸手当

● 期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)

1年間に俸給月額などの約4.15箇月分

● 住居手当

借家(賃貸のアパート等)に住んでいる方に、最高27,000円

● 通勤手当

交通機関を利用している方等に、6箇月定期券の価額等(1箇月当たり最高55,000円)

● 扶養手当

扶養親族のある方に、配偶者13,000円等

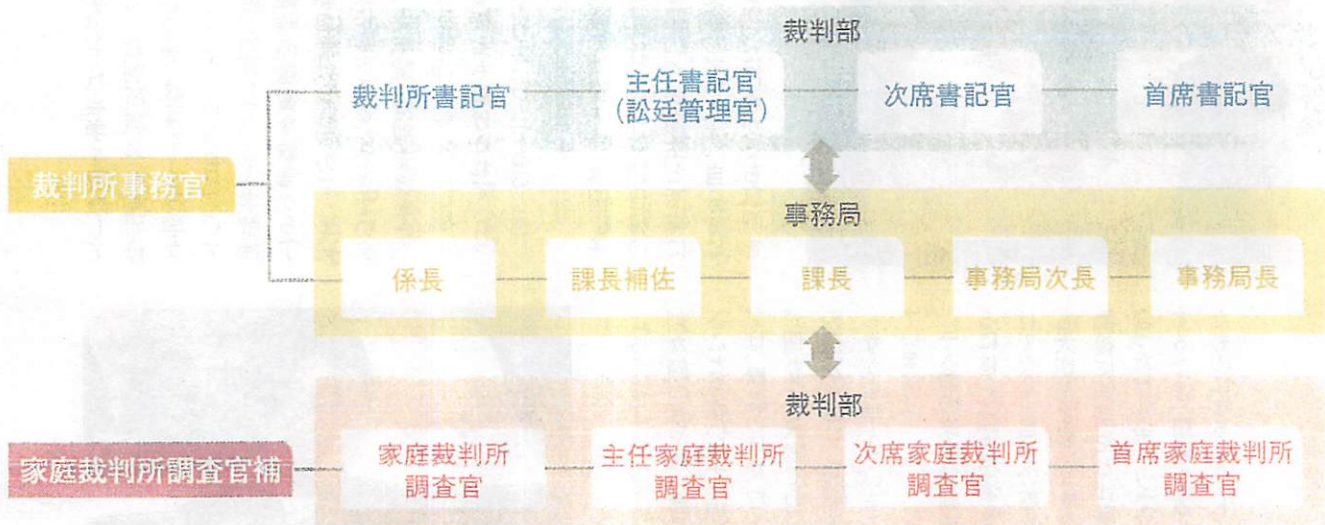
● 超過勤務手当等

**上記の内容は変更される可能性があります。変更があった場合の最新の情報は、裁判所のウェブサイトをご覧ください。

昇進

裁判所では、成績主義・能力主義の人事管理が徹底されています。昇進の具体的なイメージは次のとおりです。

異動・昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。



職員として、在官年数、年齢等一定の要件を満たせば、試験を受けて簡易裁判所判事になる道も開かれています。

裁判所事務官については、II種・III種試験採用者であっても、その能力と勤務成績次第で一般職の幹部職員に昇任する道が大きく開かれており、実際にI種職員と同じような昇進経路をたどっている職員も多数います。

採用試験

試験の内容等

裁判所事務官採用I・II種試験(大学卒業程度), III種試験(高校卒業程度)

受験資格		裁判所事務官I種	裁判所事務官II種	裁判所事務官III種
		受験する年の4月1日現在において, 21歳以上30歳未満の方		同, 17歳以上21歳未満の方
試験内容	第1次試験	①教養試験(択一式) 40題 ②専門試験(択一式) 30題 必須:憲法,民法 選択:刑法又は経済理論		①教養・適性試験(択一式) 50題 ②作文試験 1題
	第2次試験	①教養試験(論文式) 1題 ②専門試験(論文式) 4題 必須:憲法,民法,刑法, 選択:民事訴訟法又は刑事訴訟法 ③口述試験(個別面接)	①教養試験(論文式) 1題 ②専門試験(論文式) 1題 憲法 ③口述試験(個別面接)	口述試験(個別面接)
	第3次試験	口述試験(集団討論・個別面接)		

家庭裁判所調査官補採用I種試験(大学卒業程度)

受験資格		受験する年の4月1日現在において, 21歳以上30歳未満の方
試験内容	第1次試験	①教養試験(択一式) 40題 ②専門試験(記述式) 6題 心理学,社会学,社会福祉学,教育学のうち1科目,又は,それら4科目のうち1科目と法律学(憲法,民法,刑法)
	第2次試験	①教養試験(論文式) 1題 ②専門試験(論文式) 2題 以下13科目のうち2科目 臨床心理学,発達心理学,社会心理学,家族社会学,社会病理学,社会福祉援助技術,児童福祉論,老人福祉論, 教育方法学,教育心理学,教育社会学,民法,刑法(ただし,児童福祉論と老人福祉論は同時選択不可。) ③口述試験(個別面接)

試験Q&A

Q 裁判所事務官I種試験の特例制度とは何ですか?

A 裁判所事務官I種試験の受験者が, 申込みの際に特例を希望して各試験科目を有効に受験すると, I種試験に不合格であった場合でも, 改めてII種試験受験者としての合否判定を受けることができる制度です。

Q 特例制度を希望した場合, 合否に影響しますか?

A 特例を希望した場合でも, 合否に影響することはありません。採用後に不利に扱われることもありません。ただし, II種試験受験者として合格した場合には, 原則として試験地を管轄する高等裁判所管内で採用されることになりますので, 試験地の選択には注意してください。

受験案内・受験申込書の入手方法

・全国の裁判所で配布します(I・II種は2月下旬, III種は5月下旬)。

・郵便希望の方は, 次の方法によってください。

封筒の表に「I・II種受験案内請求」又は「III種受験案内請求」と朱書きし, 角形2号(A4判が入る大きさ)の返信用封筒を同封して, 最寄りの裁判所に郵送してください。返信用封筒には, あて先を明記し, 120円分の切手をはってください。

Q 選択科目はその場で選べますか?

A 裁判所事務官I・II種第1次試験での刑法と経済理論の選択, 裁判所事務官I種第2次試験での訴訟法の選択, 家庭裁判所調査官補I種第2次試験での専門試験(2科目選択)は, その場で問題を見てから選ぶことができます。

Q 採用説明会は行われていますか?

A 裁判所では, 受験を考えている方を対象とした裁判所見学セミナーや, 各大学において採用説明会を行っています。実施の時期や内容は各裁判所によって異なりますので, 詳細は各裁判所に問い合わせるか, ウェブサイトをご覧ください。

Q 官庁訪問は必要ですか?

A 裁判所では, 裁判所事務官又は家庭裁判所調査官補の採用に当たっては, いわゆる官庁訪問は行っておりません。採用の有無・採用地は, 採用試験の結果を基に決定しています。

Q 試験に合格しても採用されない場合があるのですか?

A 採用予定者数に応じ, 採用候補者名簿の中から採用者を決定しますので, 合格者がすべて採用されるわけではありません。

(第1次試験) 筆記試験 (第2次試験) 面接試験 (第3次試験) 実地試験 (第4次試験) 最終面接

今、裁判所では、あなたの力を求めています。

<http://www.courts.go.jp/>



最高裁判所事務総局人事局任用課

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

TEL 03-3264-8111 (大代表)

平成22年10月